



SDGsパートナー 支援融資

SDGsに取り組む中小企業者を
金融面で支援します！

- ◆ かながわSDGsパートナーに登録している方
- ◆ かながわSDGsパートナーに登録
+ SDGsに関する事業計画を策定した方

\\ 神奈川県中小企業制度融資とは //

中小企業者の皆さまが県内で行う事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう、神奈川県・金融機関・神奈川県信用保証協会の三者が協調して支援する制度です。

神奈川県信用保証協会が公的な保証人となり、銀行や信用金庫などの金融機関が長期・固定の低利な融資を行うのが特徴です。

\\ 低利・固定 //

かながわSDGsパートナー に登録している中小企業者	年1.8%以内
かながわSDGsパートナーに登録 + SDGsに関する事業計画を策定した中小企業者	年1.6%以内

SDGsパートナー支援融資の概要

融資対象者	ア かながわSDGsパートナーに登録している中小企業者（NPO法人を含む） イ アに該当する者のうちSDGsの取組に関する事業計画を策定し、計画を実行する中小企業者（NPO法人を含む）								
資金使途	運転資金・設備資金								
融資限度額	ア 2,000万円 イ 4,000万円 ただし、アにより融資を受けたパートナー登録企業がイにより融資を受ける場合、合計4,000万円まで								
融資期間	運転資金：1年超10年以内 設備資金：1年超15年以内（いずれも据置期間1年以内を含む）								
融資利率	ア 年1.8%以内 イ 年1.6%以内								
信用保証料率	神奈川県信用保証協会の保証が必要								
	区分	①	②	③・④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	料率	1.52	1.40	1.24	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
申込み先	銀行、信用金庫、信用組合等の県内各支店（一部取り扱っていない金融機関もあります）								

※ 中小企業者とは、次のア、イのいずれかに該当する方をいいます。

ア 資本金、従業員数のいずれかが、下表の要件を満たす会社及び個人事業者

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、以下に掲げる以外の業種	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（タイヤ製造業等を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業（主たる事業であること）	—	300人以下（個人は100人以下）

イ 中小企業信用保険制度の対象業種に属する業種を営み、常時使用する従業員数が上記表の要件を満たすNPO法人

※ 別途金融機関による融資審査及び神奈川県信用保証協会による保証審査があります。

◆本融資の問合せ



神奈川県 産業労働局 金融課

☎ 045-210-5695

◆かながわSDGsパートナー制度の問合せ

神奈川県 政策局 SDGs推進課

SDGs推進グループ

☎ 045-285-0908